

復興整備計画
13
（第12回変更）

大熊町・福島県

令和3年7月1日
（様式第2及び様式第8の軽微な変更）

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

大熊町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① おおくまからの魅力ある発信、復興を担うまちづくりを目指す。
役場機能を大川原地区復興拠点内に置き、原子力災害被災地における復興・再生、また、新たな技術・産業の創出など、新しい大熊町を構築する過程を国内外に発信すると共に、離ればなれになっている町民へアナウンスし、帰町を目指す。
- ② 帰町を望む町民の住環境整備を図る。
現在、大熊町においては、町内全域に避難指示が出されており、全町民が町外に避難している状況にある。その中で、除染が終了した居住制限区域に居住希望者のための復興公営住宅等を整備し、帰町への道筋を示していく。
- ③ 自然と調和したスマートシティを目指す。
町内復興拠点整備に伴い、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用や最先端技術農業施設などを積極的に導入し、環境にやさしい持続して発展可能なスマートシティを目指す。
- ④ 人と人とのつながりを重視し、誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを目指す。
放射線監視の体制を構築すると共に、住民の健康管理を万全にサポートする体制も併せて整備し、地域コミュニティを再構築する。
- ⑤ 除染・廃炉関連技術の研究開発機関を誘致し、次世代技術・産業を育むまちを目指す。
地震、津波、原発事故からの復興・再生を目指し、除染・廃炉作業の最前線として、それら作業を支える研究開発拠点を整備する。
国の関係機関において、大熊町への放射性物質の分析、研究施設の設置を決定したため、それらの施設を支援するための宿泊施設等の関連施設の誘致を行う。

【復興整備計画目標】

- I 大熊町の南西に位置する大川原地区を先行復興ゾーンとして整備（平成26年～平成30年）
- II 大熊町の中心部下野上地区（大野駅周辺）を第二の復興拠点として複合開発整備（平成30年～令和5年）
- III 第二の復興拠点区域である下野上地区（大野駅周辺）に居住ゾーン・事業所ゾーンを整備（令和5年～令和10年）
- IV 各地区共に大熊町の発展のために継続開発整備（令和10年～令和15年）

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から9年以上が経過したが、大熊町における放射線量は、除染効果と合わせ相当期間の自然減衰を経ても帰還の判断をするには至らない地域があると見込まれる。一方で、時間の経過とともに確実に低減が見込まれる地域については、徐々に復興・再生への事業推進を図る。

大熊町内を「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の3つの区域に大別し、比較的線量の低い居住制限区域の大川原地区と、帰還困難区域ではあるが、本来の町の中心地である下野上地区に復興拠点を整備する。

大川原地区については役場新庁舎を中心に、交流施設や商業施設などを設置する大川原地区復興拠点の整備が進んでいる。また、下野上地区の帰還困難区域については、平成29年11月に「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」が認定され、令和4年9月を目標に除染及びインフラの整備が実施される予定である。

（別添の土地利用構想図(町全体)参照）

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図(町全体)及び復興整備事業総括図参照）

① 帰還困難区域(野上・下野上・町・熊・野馬形・小入野・大和久・夫沢・熊川地区)

帰還困難区域内はそのうち約860haが特定復興再生拠点区域となっており、「大野駅周辺地区」「居住・営農ゾーン」「産業・交流ゾーン」の3つのゾーンが設定され、令和4年春頃を目標に全域の除染及びインフラの整備を実施する。「大野駅周辺地区」については、令和2年春の開通が計画されている常磐線大野駅を中心とした駅前再開発を目指す。「居住・営農ゾーン」は除染後の農地の活用が主な課題であり、効果的な農地の活用について検討する。「産業・交流ゾーン」については、産業団地を整備し企業誘致を図る他、町民の交流の場として活用できる施設についても整備を検討する。

- ・ 帰還困難区域内ではあるが特定復興再生拠点に含まれていない夫沢地区C-1地区に、民間企業を活用しリサイクルセンター施設を整備する。町外も含めた特定復興再生拠点の整備に伴い発生する特定廃棄物の仕分け及びリサイクルを主な目的とし、将来的には産業廃棄物の処理、また先端技術となる太陽光パネルリサイクルに関する技術の確立を目指す。
- ・ 下野上地区のA-2地区約41haに、下野上地区復興拠点を整備する。拠点内には産業交流施設、宿泊施設、コンベンション施設、アーカイブズ施設を整備し交流人口を生み出し、産業集積エリアについては近傍に住宅施設を併設し、働きながら安心して生活できる環境を整えることで、帰町及び移住・定住の促進を図る。

② 旧居住制限区域(大川原地区)

大熊町の南西に位置する大川原地区は、町内でも比較的線量が低く、復興・再生に向けたインフラ整備等の検討や着手が可能な地域である。帰町を望む町民の居住地として整備を進めると共に、復旧・復興に係る事業者等の拠点や研究開発拠点、また、内外の交流拠点としての機能も整備する。

- ・ 大熊町まちづくりビジョンで示した大熊町復興拠点(大川原地区)については、町全体の復興の加速を図るための最初のフィールドとして開発を行う。
- ・ 大川原地区のB-1地区約3.2haに、太陽光発電設備の設置のための用地の確保を行う。
また、太陽光発電の売電による収益の一部については、町内農産物の試験栽培に係る費用や大熊町農業復興組合の運営費等に充当するなど町内の農地の保全に活用。
- ・ 大川原地区のB-2地区及びB-3地区の約2.4haに、廃炉関連企業事務所及び町民の安全確保のための避難所の設置。
全町避難以降も一時帰宅等により多くの町民が町内に立入している状況を踏まえ、発電所の廃炉作業等に携わり、町が検討している避難所の設置計画地域に事務所の立地意向がある企業の協力を得て、避難所機能を備えた企業事務所を設置し、一時帰宅等をしている町民の安全確保を図る。
- ・ 大川原地区のB-4地区約15.6haに、民間企業を活用し太陽光発電施設を整備する。福島県再生可能エネルギー復興推進協議会のスキームを利用した復興支援事業や、民間企業に出資することで得られる配当金を、試験栽培に係る費用や大熊町農業復興組合の運営費等に充当し、大熊町の復興及

び農地の維持保全並びに農業再生を図るとともに、次代の農業の担い手育成を目指す。

- ・大川原地区のA-1地区約18.3haに、大熊町復興拠点(大川原地区)を整備する。役場新庁舎、復興公営住宅、商業施設、教育施設など生活環境を整えるとともに、新たな雇用創出のための事業者用地としても活用する。大熊町内に生活環境を整備することで、住民の帰町促進及び帰町意識の維持を目指す。
- ・大川原地区のA-3地区約21.2haに、就労や雇用創出の場として大川原地区西工業団地を整備する。

③旧避難指示解除準備区域(中屋敷地区)

- ・町内では最も線量が低い地区ではあるが、その大半が山林となっており、今のところ大きな開発は計画されていない。

※上記以外の地域についても、町の復旧、復興の状況を確認しつつ検討を継続していく。

(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図(別添の復興整備事業総括図のとおり)

4 復興整備事業に係る事項(法第46条第2項第4号関係)

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業		
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業		
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	A-1地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業(大川原地区復興拠点整備事業)(I工区～II工区) 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成28年度～令和3年度 種類：復興再生拠点整備事業(一団地の復興再生拠点市街地形成施設)
	A-2地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業(下野上地区復興拠点整備事業)(I工区～II工区) 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和2年度～令和6年度 種類：復興再生拠点整備事業(一団地の復興再生拠点市街地形成施設)
		事業名称：佐山沢鈴内線都市計画道路事業 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和2年度～令和6年度 種類：都市計画道路事業

(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	B-1地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（太陽光発電用地確保事業） 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
	B-2地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業1） 事業主体：（株）東京エネシス 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	B-3地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（廃炉関連企業事務所及び避難所機能設置事業2） 事業主体：東京パワーテクノロジー（株） 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	B-4地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（太陽光発電施設整備事業） 事業主体：大熊エネルギー合同会社 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
	C-1地区	事業名称：リサイクルセンター施設整備事業 事業主体：株式会社相双スマートエコカンパニー 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～令和元年度
	D-1地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）熊川海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～令和3年度

	D-2地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）熊川海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：平成30年度～令和3年度
	E-1地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）夫沢地区海岸 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和2年度～令和5年度
	E-2地区	事業名称：公共災害復旧事業（再復）夫沢川 事業主体：福島県 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和2年度～令和5年度
	A-3地区	事業名称：大熊町工業団地整備事業（大川原地区西工業団地） 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり 実施予定期間：令和3年度～令和6年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成26年度～令和6年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	都市施設の整備に関する事業	A-1地区	都市計画（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）[大熊町決定]	変更(第2回)	18.3ha		施設名称の変更
2	都市施設の整備に関する事業	A-2地区	都市計画（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）[大熊町決定]	決定	41.8ha		
3	都市施設の整備に関する事業	A-2地区	都市計画（道路）[大熊町決定]	変更(第1回)	1,840m		3・5・201号 佐山沢鈴内線

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	その他施設の整備に関する事業	B-1 地区	○										
			○										
2	その他施設の整備に関する事業	B-2 地区	○										
			○										
3	その他施設の整備に関する事業	B-3 地区	○										
			○										
4	その他施設の整備に関する事業	B-4地区	○										
			○										
5	都市施設の整備に関する事業	A-1地区	○										
			○										
6	その他施設の整備に関する事業	C-1地区	○										
			○										
7	都市施設の整備に関する事業	A-2地区	⊖										
			⊖ (Ⅱ工区)										
8	その他施設の整備に関する事業	A-3地区	○										
			○										

注) A-1 地区のⅡ工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったことを確認

注) A-2 地区のⅠ工区・Ⅱ工区については、土地利用方針の農林水産大臣同意後に都市計画事業の認可を受け、「農地転用の許可不要」となったことを確認

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を添付する。なお、法第 46 条第 1 項第 1 号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第 9 を農林水産大臣に提出する。

